

魚津市告示第122号

地縁による団体の告示した事項の変更について

地縁による団体の告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月22日

魚津市長 村椿 晃

- 1 地縁による団体の名称 金屋一区町内会
- 2 変更事項及びその内容

変更事項	新	旧
代表者の氏名 及び住所	佐伯 光夫 魚津市中央通り二丁目 4番16号	岡 俊夫 魚津市中央通り二丁目 6番3号

- 3 届出年月日 令和8年4月17日